

## (2) 確保すべき緑化面積率

緑化協議の対象となる事業については、事業ごとに確保すべき緑化面積率を定めています。市街化区域内及び市街化調整区域内の緑化面積率は次のとおりです。

### ア 市街化区域内

対象事業	緑化面積率
公園	(街区公園程度) 30%以上
共同住宅	建築敷地面積の20%以上 (近隣商業地域及び商業地域は、建築敷地面積の10%以上) ※用途地域がまたがる場合は面積按分とします。
事業所	建築敷地面積の10%以上
公共公益施設	建築敷地面積の10%以上

※都市計画法に基づく地区計画において、本基準より多くの緑化面積率が定められている場合には当該地区的地区計画の基準によるものとします。

※川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、緑化面積率を目標として設定している場合は、その面積率以上となるよう努めてください。

※公共公益施設は、市域緑化の先導的役割を担っていることから、できる限り建築敷地面積の20%以上の緑化を行ってください。

※事業区域又は建築敷地の設定は同一事業者の土地が隣接する（道路を挟んだ先までを隣接として考える）場合、同一の敷地と設定することができます。緑地面積はそれぞれの建築敷地面積で必要な緑化面積率をとることが望ましいですが、全体で必要緑化面積率を確保できれば良いこととします。

### イ 市街化調整区域内

対象事業	緑化面積率
事業所	1. 5ヘクタール以上の教育文化施設又は研究開発施設及びこれらの付帯施設である建築物については、建築敷地面積の40%以上。 2. 屋外運動・レジャー施設（都市計画法第4条第11項及び同法施行令第1条第2項第1号で定める第2種特定工作物）並びにこれらに類する施設規模が10,000平方メートル未満の施設については、建築敷地面積の40%以上。 3. 1、2に該当しない場合は建築敷地面積の30%以上。
公共公益施設	

※臨海部かつ市街化調整区域内で事業を行う場合は、市街化区域内の緑化面積率と同等とします。